

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例等の一部
を改正する等の条例を制定することについて

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例等の一部を改正する
等の条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

本年 10 月から国において幼児教育・保育無償化の施策が行われることを考慮し、本市の幼児教育・保育施策の一体的な見直しを行うため、次の理由により制定するものであります。

- (1) 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、幼児教育・保育施設の 3 歳以上の利用者の利用を無償とするとともに、条例で引用する用語を整理すること。
- (2) 幼児教育・保育施設の利用料の適正化を図るため、3 歳未満の利用者の利用料を段階的に引き上げること。
- (3) 市立幼稚園の入園料を徴収しないこととすること。

秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例等の一部
を改正する等の条例

(秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例(昭和62年秦野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「市長は」の次に「、その年度の4月1日時点で満3歳に達していない者の」を加え、「扶養義務者」を「、その扶養義務者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 その年度の4月1日時点で満3歳に達している者の扶養義務者から徴収する前項の費用は、0円とする。

別表中

徴収金額(月額)			徴収金額(月額)	
3歳以上	3歳未満			
0円	0円		0円	
4,500円	6,500円		6,500円	
6,200円	8,500円		9,000円	
8,000円	9,900円		12,600円	
9,100円	11,300円		14,300円	
11,300円	13,100円		16,600円	
13,700円	15,500円		19,600円	
18,200円	20,500円	を	27,500円	に
23,000円	24,500円		31,000円	
23,600円	30,400円		36,000円	
24,300円	33,300円		38,000円	
24,600円	35,900円		45,400円	
25,000円	38,800円		48,900円	
25,400円	42,000円		50,300円	

25,500 円	46,000 円
25,800 円	48,200 円
26,000 円	53,600 円
26,300 円	58,200 円
	62,100 円
	65,500 円

57,100 円
58,900 円
60,200 円
60,700 円
65,100 円
67,500 円

改め、同表備考5中「同一世帯の2名以上の小学校就学前の児童が、次に掲げる施設等のいずれかに入所、通所等をする場合において、その児童のうち」を「同一世帯において子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもが2名以上いる場合で」に、「2人目の児童に係る」を「2人目の児童がこの表の適用を受けるときの」に、「3人目以降の児童に係る」を「3人目以降の児童がこの表の適用を受けるときの」に改め、同表備考5各号を削り、同表中備考9を削り、備考10を備考9とし、備考11を備考10とし、備考12を備考11とする。

（秦野市立認定こども園条例の一部改正）

第2条 秦野市立認定こども園条例（平成20年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

（秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部改正）

第3条 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第8条中「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

(秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部改正)

第4条 秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例（平成27年秦野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表以外の部分中「認定区分及び中欄に掲げる施設又は事業の区分」を「認定を受けた者の区分」に改め、「別表に規定する」を削り、同項の表を次のように改める。

認定を受けた者の区分	利用者負担額
1号教育・保育給付認定を受けた者	0円
2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達しているもの	
2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達していないもの及び3号教育・保育給付認定を受けた者	別表のとおり

第3条第2項の表以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「認定区分及び中欄に掲げる施設又は事業の区分」を「認定を受けた者の区分」に改め、「別表に規定する」を削り、同項の表を次のように改める。

認定を受けた者の区分	利用者負担額
1号教育・保育給付認定を受けた者	0円
2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達しているもの	
2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達していないもの	別表のとおり

第5条中「利用者負担額」を「2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達していないもの及び3号教育・保育給付認定を受けた者の利用者負担額」に、「支給認定子ども」を「その教育・保育給付認定子ども」に改める。

第6条第1項及び第7条各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、

「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の次に「（平成6年法律第30号）」を加え、同表利用者負担額（月額）の欄を次のように改める。

利用者負担額（月額）	
保育標準時間	保育短時間
0円	0円
6,500円	6,400円
9,000円	8,800円
12,600円	12,400円
14,300円	14,100円
16,600円	16,300円
19,600円	19,300円
27,500円	27,000円
31,000円	30,500円
36,000円	35,400円
38,000円	37,400円
45,400円	44,600円
48,900円	48,100円
50,300円	49,400円
57,100円	56,100円
58,900円	57,900円
60,200円	59,200円
60,700円	59,700円
65,100円	64,000円
67,500円	66,400円

別表第3備考1中「別表第1備考3各号」を「次の各号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、備考1に次の各号を加える。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養してい

るものの世帯

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づき療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児の属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯
- (7) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる世帯

別表第3備考2中「同一世帯の2名以上の小学校就学前子どもが、別表第2備考2に掲げる施設等のいずれかに通園、入所等をする場合において、その子どものうち」を「同一世帯において子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもが2名以上いる場合で」に、「2人目の子どもに係る」を「2人目の子どもがこの表の適用を受けるときの」に、「3人目以降の子どもに係る」を「3人目以降の子どもがこの表の適用を受けるときの」に改め、同表備考4中「別表第1備考3各号」を「備考1各号」に改め、同表備考5中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表を別表とする。

（秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の廃止）

第5条 秦野市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例（昭和30年秦野市条例第30号）は、廃止する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条の規定による改正後の秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例別表（備考を除く。）の規定は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年度及び令和3年度における同

表（備考を除く。）の規定は、次のとおりとする。

児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）	
階層区分	定義	令和2年度	令和3年度
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯	6,500円	6,500円
D 1	市町村民税	48,600円未満	8,600円
D 2	所得割額	48,600円～ 54,000円未満	10,800円
D 3		54,000円～ 62,000円未満	12,300円
D 4		62,000円～ 71,000円未満	14,200円
D 5		71,000円～ 97,000円未満	16,800円
D 6		97,000円～ 111,000円未満	22,800円
D 7		111,000円～ 134,000円未満	26,600円
D 8		134,000円～ 154,000円未満	32,200円
D 9		154,000円～ 169,000円未満	34,800円
			11,700円
			13,300円
			15,400円
			18,200円
			25,100円
			28,800円
			34,100円
			36,400円

D 1 0	169,000 円～ 238,000 円未満	39,000 円	42,200 円
D 1 1	238,000 円～ 260,000 円未満	42,100 円	45,500 円
D 1 2	260,000 円～ 301,000 円未満	44,700 円	47,500 円
D 1 3	301,000 円～ 348,000 円未満	49,700 円	53,400 円
D 1 4	348,000 円～ 366,000 円未満	51,700 円	55,300 円
D 1 5	366,000 円～ 386,000 円未満	55,800 円	58,000 円
D 1 6	386,000 円～ 397,000 円未満	59,000 円	59,800 円
D 1 7	397,000 円～ 417,000 円未満	63,100 円	64,100 円
D 1 8	417,000 円以上	66,100 円	66,800 円

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 4 条の規定による改正後の秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例別表（備考を除く。）の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 2 年度及び令和 3 年度における同表（備考を除く。）の規定は、次のとおりとする。

教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）				
		令和2年度		令和3年度		
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている世帯	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税非課税世帯					
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯	6,500円	6,400円	6,500円	6,400円	
D1	市	48,600円未満	8,600円	8,500円	8,800円	8,600円
D2	村民	48,600円～	10,800円	10,600円	11,700円	11,500円
		54,000円未満				
D3	税所得	54,000円～	12,300円	12,100円	13,300円	13,100円
		62,000円未満				
D4	割額	62,000円～	14,200円	14,000円	15,400円	15,100円
		71,000円未満				
D5		71,000円～	16,800円	16,500円	18,200円	17,900円
		97,000円未満				
D6		97,000円～	22,800円	22,400円	25,100円	24,700円
		111,000円未満				
D7		111,000円～	26,600円	26,200円	28,800円	28,300円
		134,000円未満				

D 8	134,000 円～ 154,000 円未満	32,200 円	31,700 円	34,100 円	33,500 円
D 9	154,000 円～ 169,000 円未満	34,800 円	34,200 円	36,400 円	35,800 円
D 1 0	169,000 円～ 238,000 円未満	39,000 円	38,400 円	42,200 円	41,500 円
D 1 1	238,000 円～ 260,000 円未満	42,100 円	41,400 円	45,500 円	44,700 円
D 1 2	260,000 円～ 301,000 円未満	44,700 円	44,000 円	47,500 円	46,700 円
D 1 3	301,000 円～ 348,000 円未満	49,700 円	48,800 円	53,400 円	52,400 円
D 1 4	348,000 円～ 366,000 円未満	51,700 円	50,900 円	55,300 円	54,400 円
D 1 5	366,000 円～ 386,000 円未満	55,800 円	54,800 円	58,000 円	57,000 円
D 1 6	386,000 円～ 397,000 円未満	59,000 円	58,000 円	59,800 円	58,800 円
D 1 7	397,000 円～ 417,000 円未満	63,100 円	62,000 円	64,100 円	63,000 円
D 1 8	417,000 円以上	66,100 円	65,000 円	66,800 円	65,700 円

(適用区分)

- 4 令和元年度中に満3歳に達した者に係る第1条の規定による改正後の秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の規定は、令和2年4月分の費用の徴収及び利用者負担額から適用し、同年3月分までの費用の徴収及び利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第25号 秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例等の一部を改正する等の条例案新旧対照表

新		旧																					
秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の一部改正																							
(保育所入所等の費用の徴収)		(保育所入所等の費用の徴収)																					
<p>第3条 市長は、<u>その年度の4月1日時点で満3歳に達していない者の</u>、児童福祉法第24条第5項若しくは第6項に規定する保育の処置又は保育の実施基準条例第3条に規定する通所等の実施に要する費用を、<u>その扶養義務者から別表に定める費用徴収基準により、その負担能力に応じて徴収する。</u></p> <p>2 <u>その年度の4月1日時点で満3歳に達している者の扶養義務者から徴収する前項の費用は、0円とする。</u></p>		<p>第3条 市長は、児童福祉法第24条第5項若しくは第6項に規定する保育の処置又は保育の実施基準条例第3条に規定する通所等の実施に要する費用を<u>扶養義務者</u>から別表に定める費用徴収基準により、その負担能力に応じて徴収する。</p>																					
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">児童の属する世帯の階層区分</th> <th rowspan="2">徴収金額（月額）</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>		児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）	階層区分	定義	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">徴収金額（月額）</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>3歳以上</th> <th>3歳未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促</td> <td style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </tbody> </table>		児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）		階層区分	定義	3歳以上	3歳未満	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促	0円	0円
児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）																					
階層区分	定義																						
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促	0円																					
児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）																					
階層区分	定義	3歳以上	3歳未満																				
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促	0円	0円																				

	進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている世帯		
B	市町村民税非課税世帯		
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯		<u>6,500 円</u>
D 1	市	48,600 円未満	<u>9,000 円</u>
D 2	町	48,600 円～ 54,000 円未満	<u>12,600 円</u>
D 3	民	54,000 円～ 62,000 円未満	<u>14,300 円</u>
D 4	所	62,000 円～ 71,000 円未満	<u>16,600 円</u>
D 5	得	71,000 円～ 97,000 円未満	<u>19,600 円</u>
D 6	割	97,000 円～ 111,000 円未満	<u>27,500 円</u>
	額		

	進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている世帯			
B	市町村民税非課税世帯			
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯		<u>4,500 円</u>	<u>6,500 円</u>
D 1	市	48,600 円未満	<u>6,200 円</u>	<u>8,500 円</u>
D 2	町	48,600 円～ 54,000 円未満	<u>8,000 円</u>	<u>9,900 円</u>
D 3	民	54,000 円～ 62,000 円未満	<u>9,100 円</u>	<u>11,300 円</u>
D 4	所	62,000 円～ 71,000 円未満	<u>11,300 円</u>	<u>13,100 円</u>
D 5	得	71,000 円～ 97,000 円未満	<u>13,700 円</u>	<u>15,500 円</u>
D 6	割	97,000 円～ 111,000 円未満	<u>18,200 円</u>	<u>20,500 円</u>
	額			

D 7	111,000 円～ 134,000 円未満	<u>31,000 円</u>
D 8	134,000 円～ 154,000 円未満	<u>36,000 円</u>
D 9	154,000 円～ 169,000 円未満	<u>38,000 円</u>
D 1 0	169,000 円～ 238,000 円未満	<u>45,400 円</u>
D 1 1	238,000 円～ 260,000 円未満	<u>48,900 円</u>
D 1 2	260,000 円～ 301,000 円未満	<u>50,300 円</u>
D 1 3	301,000 円～ 348,000 円未満	<u>57,100 円</u>
D 1 4	348,000 円～ 366,000 円未満	<u>58,900 円</u>
D 1 5	366,000 円～ 386,000 円未満	<u>60,200 円</u>
D 1 6	386,000 円～ 397,000 円未満	<u>60,700 円</u>

D 7	111,000 円～ 134,000 円未満	<u>23,000 円</u>	<u>24,500 円</u>
D 8	134,000 円～ 154,000 円未満	<u>23,600 円</u>	<u>30,400 円</u>
D 9	154,000 円～ 169,000 円未満	<u>24,300 円</u>	<u>33,300 円</u>
D 1 0	169,000 円～ 238,000 円未満	<u>24,600 円</u>	<u>35,900 円</u>
D 1 1	238,000 円～ 260,000 円未満	<u>25,000 円</u>	<u>38,800 円</u>
D 1 2	260,000 円～ 301,000 円未満	<u>25,400 円</u>	<u>42,000 円</u>
D 1 3	301,000 円～ 348,000 円未満	<u>25,500 円</u>	<u>46,000 円</u>
D 1 4	348,000 円～ 366,000 円未満	<u>25,800 円</u>	<u>48,200 円</u>
D 1 5	366,000 円～ 386,000 円未満	<u>26,000 円</u>	<u>53,600 円</u>
D 1 6	386,000 円～ 397,000 円未満	<u>26,300 円</u>	<u>58,200 円</u>

D 1 7	397,000 円～ 417,000 円未満	<u>65,100 円</u>
D 1 8	417,000 円以上	<u>67,500 円</u>

備考

1 - 4 (略)

5 C～D 1 8 階層における同一世帯において子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）第 1 3 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもが 2 名以上いる場合で、年齢の高い順から2 人目の児童がこの表の適用を受けるときの徴収金額は、この表の額の 2 分の 1 の額（その額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から 3 人目以降の児童がこの表の適用を受けるときの徴収金額は、賦課しない。

D 1 7	397,000 円～ 417,000 円未満	<u>62,100 円</u>
D 1 8	417,000 円以上	<u>65,500 円</u>

備考

1 - 4 (略)

5 C～D 1 8 階層における同一世帯の 2 名以上の小学校就学前の児童が、次に掲げる施設等のいずれかに入所、通所等をする場合において、その児童のうち、年齢の高い順から 2 人目の児童に係る徴収金額は、この表の額の 2 分の 1 の額（その額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から 3 人目以降の児童に係る徴収金額は、賦課しない。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 1 条の規定により本市が確認した特定教育・保育施設又は同法第 4 3 条の規定により本市が確認した特定地域型保育事業者が行う特定地域型保育
- (2) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する幼稚園
- (3) 学校教育法に規定する特別支援学校幼稚部
- (4) 児童福祉法に規定する児童発達支援センター

6 - 8 (略)

9 - 1 1 (略)

(5) 児童福祉法に規定する児童心理治療施設通所部

(6) 児童福祉法に規定する児童発達支援

6 - 8 (略)

9 備考5第1号に規定する特定教育・保育施設又は特定地域型保育の利用を開始した日において3歳未満であった小学校就学前の児童が、年度の途中で3歳に達したときは、その3歳に達した日の属する月の翌月（月の初日に3歳に達したときは、その月）から徴収金額を変更する。

1 0 - 1 2 (略)

秦野市立認定こども園条例の一部改正

(入園の要件)

第5条 認定こども園に入園することができる子どもは、満4歳以上であるか、又は満4歳未満の保育を必要とする子どもであって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項後段に規定する「教育・保育給付認定子ども」とする。

(入園の要件)

第5条 認定こども園に入園することができる子どもは、満4歳以上であるか、又は満4歳未満の保育を必要とする子どもであって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項後段に規定する「支給認定子ども」とする。

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部改正

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

(3) - (6) (略)

(7) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により本市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。

(3) - (6) (略)

(7) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により本市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する

に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に役立つと認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2-6 (略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及びその特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、その特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超えるときは、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、その特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第

運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に役立つと認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2-6 (略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及びその特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、その特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超えるときは、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、その特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第

1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及びその特定教育・保育施設を現に利用している同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、その特定教育・保育施設の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超えるときは、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を考慮し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前 2 項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示したうえで、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるときは、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な処置を速やかにとらなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第 7 条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数及びその特定教育・保育施設を現に利用している同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、その特定教育・保育施設の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超えるときは、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を考慮し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前 2 項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示したうえで、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるときは、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な処置を速やかにとらなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第 7 条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係

子どもに係るその特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められたときは、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあったときは、その保護者の意思を踏まえて速やかにその申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

るその特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められたときは、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。

（支給認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあったときは、その保護者の意思を踏まえて速やかにその申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に役立つよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供したときは、教育・保育給付認定保護者からその特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合については法第28条第2項第2号の規定による本市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合については同項第3号の規定による本市が定める額とする。）をいう。）の支払を受

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に役立つよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供したときは、支給認定保護者からその特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合については法第28条第2項第2号の規定による本市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合については同項第3号の規定による本市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものと

けるものとする。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、その特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現にその特定教育・保育に要した費用を超えるときは、その現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、その特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合には法第28条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用保育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合には同項第3号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用教育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の規定による額の支払を受けるほか、特定教育・保育の提供に当たり、その特定教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、その特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

する。

- 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、その特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現にその特定教育・保育に要した費用を超えるときは、その現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、その特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合には法第28条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用保育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合には同項第3号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用教育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定教育・保育施設は、前2項の規定による額の支払を受けるほか、特定教育・保育の提供に当たり、その特定教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、その特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の規定による額の支払を受けるほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) - (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の規定による額の支払を受けたときは、その額の支払に係る領収証をその額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項又は第4項の規定により金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、その支払を求める金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について文書によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育

4 特定教育・保育施設は、前3項の規定による額の支払を受けるほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) - (4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の規定による額の支払を受けたときは、その額の支払に係る領収証をその額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項又は第4項の規定により金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、その支払を求める金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について文書によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育

・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けたときは、教育・保育給付認定保護者に対し、その教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けたときは、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条（略）

2 特定教育・保育施設は、定期的にその特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（その特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、特定教育・保育の質の改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければ

・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けたときは、支給認定保護者に対し、その支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けたときは、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条（略）

2 特定教育・保育施設は、定期的にその特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（その特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、特定教育・保育の質の改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

ならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている場合に教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときは、速やかにその教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な処置をとらなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する本市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) - (4) (略)
- (5) 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) - (11) (略)

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている場合に支給認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときは、速やかにその支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な処置をとらなければならない。

(支給認定保護者に関する本市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) - (4) (略)
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) - (11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、その特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他その教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、その特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他その支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・

保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関してその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な処置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置をとらなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書によりその教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択す

保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関してその支給認定子どもの福祉のために必要な処置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置をとらなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書によりその支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することがで

ることができるように、その特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他のその教育・保育給付認定子どもの家族（第3項及び第4項において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な処置をとらなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情について本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関して、法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本

きるように、その特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他のその支給認定子どもの家族（第3項及び第4項において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な処置をとらなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情について本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関して、法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導

市から指導又は助言を受けたときは、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生したときは、速やかに本市、その教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な処置をとらなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときは、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(1) - (5) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条にお

又は助言を受けたときは、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生したときは、速やかに本市、その支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な処置をとらなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときは、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(1) - (5) (略)

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条にお

いて同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供するときは、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供するときは、その特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及びその特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供するときは、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

いて同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供するときは、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供するときは、その特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及びその特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供するときは、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 条	(略)	
第 2 項	同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>教育・保育給付認定子ども</u>	同号又は同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>教育・保育給付認定子ども</u>

(特別利用教育の基準)

第 3 6 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供するときは、法第 3 4 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供するときは、その特別利用教育に係る法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及びその特定教育・保育施設を現に利用している同項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

第 6 条	(略)	
第 2 項	同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>支給認定子ども</u>	同号又は同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する <u>支給認定子ども</u>

(特別利用教育の基準)

第 3 6 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供するときは、法第 3 4 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供するときは、その特別利用教育に係る法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及びその特定教育・保育施設を現に利用している同項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、その特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超えるときは、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を考慮し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の規定による選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示したうえで、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難であるときその他利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるときは、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な処置を速やかにとらなければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、その特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超えるときは、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を考慮し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の規定による選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示したうえで、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難であるときその他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるときは、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な処置を速やかにとらなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている教育・保育給付認定子

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団

どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) その特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた教育・保育給付認定子ども（事業所内保育事業を利用する教育・保育給付認定子どもについては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、その特定地域型保育の提供の終了に際して、その教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続きその連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 (略)

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に役立つよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用

保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) その特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもについては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、その特定地域型保育の提供の終了に際して、その支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続きその連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2・3 (略)

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に役立つよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用

地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供したときは、教育・保育給付認定保護者からその特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(その特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第2号の規定による本市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合には同項第3号の規定による本市が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、その特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現にその特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、その特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額(その額が現にその特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合には同項第3号の規定による国が定める基準により算定した費用の額(その額が現にその特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特定利用地域型保育

地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供したときは、支給認定保護者からその特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(その特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第2号の規定による本市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合には同項第3号の規定による本市が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、その特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現にその特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、その特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額(その額が現にその特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合には同項第3号の規定による国が定める基準により算定した費用の額(その額が現にその特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特定利用地域型保育に要した費

に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の規定による額の支払を受けるほか、特定地域型保育の提供に当たり、その特定地域型保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、その特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の規定による額の支払を受けるほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)－(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の規定による額の支払を受けたときは、その額の支払に係る領収証をその額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の規定による額の支払を受けるほか、特定地域型保育の提供に当たり、その特定地域型保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、その特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の規定による額の支払を受けるほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)－(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の規定による額の支払を受けたときは、その額の支払に係る領収証をその額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定により金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、その支払を求め金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求め理由について文書によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) - (4)

(5) 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求め理由及びその額

(6) - (11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、そ

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定により金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、その支払を求め金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求め理由について文書によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) - (4)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求め理由及びその額

(6) - (11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、そ

の特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(1)－(5) (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、その特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に

の特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(1)－(5) (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供するときは、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、その特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用してい

利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にはその特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 （略）

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供するときは、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、その特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にはその特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前

る同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にはその特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 （略）

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供するときは、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、その特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にはその特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支

子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

附 則

1-3 (略)

(施設型給付費等に関する経過措置)

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供するときは、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

(略)

5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供するときは、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

(略)

6・7 (略)

給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

附 則

1-3 (略)

(施設型給付費等に関する経過措置)

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供するときは、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

(略)

5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供するときは、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

(略)

6・7 (略)

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部改正

(利用者負担額)

第3条 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者がその子どもについて法第20条第1項の規定により本市の認定を受けた場合で、その子どもが特定教育・保育又は特定地域型保育を受けたときの利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる認定を受けた者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

認定を受けた者の区分	利用者負担額
1号教育・保育給付認定を受けた者	0円
2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達しているもの	
2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達していないもの及び3号教育・保育給付認定を受けた者	別表のとおり

2 教育・保育給付認定子どもが法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育若しくは同項第3号に規定する特別利用教育又は法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育若

(利用者負担額)

第3条 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者がその子どもについて法第20条第1項の規定により本市の認定を受けた場合で、その子どもが特定教育・保育又は特定地域型保育を受けたときの利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる認定区分及び中欄に掲げる施設又は事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別表に規定する額とする。

認定区分	利用する施設又は事業	負担額を定める表
1号支給認定	認定こども園（教育の利用に限る。）又は特定教育・保育施設である私立の幼稚園	別表第1
2号支給認定	認定こども園（保育の利用に限る。）又は保育所	別表第2
3号支給認定	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育	別表第3

2 支給認定子どもが法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育若しくは同項第3号に規定する特別利用教育又は法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育若しくは同

しくは同項第3号に規定する特定利用地域型保育を受けたときの利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる認定を受けた者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

<u>認定を受けた者の区分</u>	<u>利用者負担額</u>
1号教育・保育給付認定を受けた者	0円
2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達しているもの	
2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達していないもの	別表のとおり

(利用者負担額の通知)

第5条 市長は、2号教育・保育給付認定を受けた者のうち、その年度の4月1日時点で満3歳に達していないもの及び3号教育・保育給付認定を受けた者の利用者負担額を決定したとき又はその額を変更したときは、その教育・保育給付認定子どもの保護者（その扶養義務者を含む。以下同じ。）及び特定教育・保育施設（秦野市立の認定こども園及び保育所並びに私立の保育所を除く。）の設置者又は特定地域型保育事業者に文書により通知しなければならない。

項第3号に規定する特定利用地域型保育を受けたときの利用者負担額は、次の表の左欄に掲げる認定区分及び中欄に掲げる施設又は事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる別表に規定する額とする。

<u>認定区分</u>	<u>利用する施設又は事業</u>	<u>負担額を定める表</u>
1号支給認定	保育所	別表第1
2号支給認定	特定教育・保育施設である私立の幼稚園	
1号支給認定	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育	別表第2
2号支給認定		

(利用者負担額の通知)

第5条 市長は、利用者負担額を決定したとき又はその額を変更したときは、支給認定子どもの保護者（その扶養義務者を含む。以下同じ。）及び特定教育・保育施設（秦野市立の認定こども園及び保育所並びに私立の保育所を除く。）の設置者又は特定地域型保育事業者に文書により通知しなければならない。

(利用者負担額の徴収)

第6条 市長は、認定こども園（秦野市立のものに限る。）又は保育所において教育又は保育を受けた教育・保育給付認定子どもの保護者から、第3条の利用者負担額を徴収する。

2 (略)

(利用者負担額の減免)

第7条 市長は、教育・保育給付認定子どもの保護者が次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者負担額を負担する資力がないと認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(1) - (3) (略)

別表 (第3条関係)

教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を	0円	0円

(利用者負担額の徴収)

第6条 市長は、認定こども園（秦野市立のものに限る。）又は保育所において教育又は保育を受けた支給認定子どもの保護者から、第3条の利用者負担額を徴収する。

2 (略)

(利用者負担額の減免)

第7条 市長は、支給認定子どもの保護者が次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者負担額を負担する資力がないと認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(1) - (3) (略)

別表第1 (略)

別表第2 (略)

別表第3 (第3条関係)

支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の	0円	0円

	含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている世帯			
B	市町村民税非課税世帯			
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯		<u>6,500円</u>	<u>6,400円</u>
D 1	市	48,600円未満	<u>9,000円</u>	<u>8,800円</u>
D 2	長村	48,600円～ 54,000円未満	<u>12,600円</u>	<u>12,400円</u>
D 3		54,000円～ 62,000円未満	<u>14,300円</u>	<u>14,100円</u>
D 4	所得割額	62,000円～ 71,000円未満	<u>16,600円</u>	<u>16,300円</u>
D 5		71,000円～ 97,000円未満	<u>19,600円</u>	<u>19,300円</u>
D 6		97,000円～ 111,000円未満	<u>27,500円</u>	<u>27,000円</u>

	円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯			
B	市町村民税非課税世帯			
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯		<u>6,500円</u>	<u>6,400円</u>
D 1	市	48,600円未満	<u>8,500円</u>	<u>8,400円</u>
D 2	長村	48,600円～ 54,000円未満	<u>9,900円</u>	<u>9,700円</u>
D 3		54,000円～ 62,000円未満	<u>11,300円</u>	<u>11,100円</u>
D 4	所得割額	62,000円～ 71,000円未満	<u>13,100円</u>	<u>12,900円</u>
D 5		71,000円～ 97,000円未満	<u>15,500円</u>	<u>15,200円</u>
D 6		97,000円～ 111,000円未満	<u>20,500円</u>	<u>20,200円</u>

D 7	111,000 円～ 134,000 円未満	<u>31,000 円</u>	<u>30,500 円</u>
D 8	134,000 円～ 154,000 円未満	<u>36,000 円</u>	<u>35,400 円</u>
D 9	154,000 円～ 169,000 円未満	<u>38,000 円</u>	<u>37,400 円</u>
D 1 0	169,000 円～ 238,000 円未満	<u>45,400 円</u>	<u>44,600 円</u>
D 1 1	238,000 円～ 260,000 円未満	<u>48,900 円</u>	<u>48,100 円</u>
D 1 2	260,000 円～ 301,000 円未満	<u>50,300 円</u>	<u>49,400 円</u>
D 1 3	301,000 円～ 348,000 円未満	<u>57,100 円</u>	<u>56,100 円</u>
D 1 4	348,000 円～ 366,000 円未満	<u>58,900 円</u>	<u>57,900 円</u>
D 1 5	366,000 円～ 386,000 円未満	<u>60,200 円</u>	<u>59,200 円</u>
D 1 6	386,000 円～ 397,000 円未満	<u>60,700 円</u>	<u>59,700 円</u>

D 7	111,000 円～ 134,000 円未満	<u>24,500 円</u>	<u>24,100 円</u>
D 8	134,000 円～ 154,000 円未満	<u>30,400 円</u>	<u>29,900 円</u>
D 9	154,000 円～ 169,000 円未満	<u>33,300 円</u>	<u>32,700 円</u>
D 1 0	169,000 円～ 238,000 円未満	<u>35,900 円</u>	<u>35,300 円</u>
D 1 1	238,000 円～ 260,000 円未満	<u>38,800 円</u>	<u>38,100 円</u>
D 1 2	260,000 円～ 301,000 円未満	<u>42,000 円</u>	<u>41,300 円</u>
D 1 3	301,000 円～ 348,000 円未満	<u>46,000 円</u>	<u>45,200 円</u>
D 1 4	348,000 円～ 366,000 円未満	<u>48,200 円</u>	<u>47,400 円</u>
D 1 5	366,000 円～ 386,000 円未満	<u>53,600 円</u>	<u>52,700 円</u>
D 1 6	386,000 円～ 397,000 円未満	<u>58,200 円</u>	<u>57,200 円</u>

D 1 7	397,000 円～ 417,000 円未満	<u>65,100 円</u>	<u>64,000 円</u>
D 1 8	417,000 円以上	<u>67,500 円</u>	<u>66,400 円</u>

備考

- 1 C～D 4 階層及びD 5 階層（市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯に限る。）における次の各号のいずれかに該当する世帯の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の 2 分の 1 の額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に基づき療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保

D 1 7	397,000 円～ 417,000 円未満	<u>62,100 円</u>	<u>61,000 円</u>
D 1 8	417,000 円以上	<u>65,500 円</u>	<u>64,400 円</u>

備考

- 1 C～D 4 階層及びD 5 階層（市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯に限る。）における別表第 1 備考 3 各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の 2 分の 1 の額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児の属する世帯

(6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯

(7) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる世帯

2 C～D18階層における同一世帯において子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもが2名以上いる場合で、年齢の高い順から2人目の子どもがこの表の適用を受けるときの利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の子どもがこの表の適用を受けるときの利用者負担額は、賦課しない。

3 （略）

4 備考1から備考3までの規定にかかわらず、C～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考1各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合におい

2 C～D18階層における同一世帯の2名以上の小学校就学前子どもが、別表第2備考2に掲げる施設等のいずれかに通園、入所等をする場合において、その子どものうち、年齢の高い順から2人目の子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から3人目以降の子どもに係る利用者負担額は、賦課しない。

3 （略）

4 備考1から備考3までの規定にかかわらず、C～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における別表第1備考3各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合

て、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

- 5 給食の提供を受けないで、家庭的保育を利用する教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定による利用者負担額から7,500円を控除した額（その額が0円を下回るときは、無償）とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条の規定による改正後の秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例別表（備考を除く。）の規定は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年度及び令和3年度における同表（備考を除く。）の規定は、次のとおりとする。

（略）

- 3 第1項の規定にかかわらず、第4条の規定による改正後の秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例別表（備考を除く。）の規定は、令和2年4月1日か

において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

- 5 給食の提供を受けないで、家庭的保育を利用する支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定による利用者負担額から7,500円を控除した額（その額が0円を下回るときは、無償）とする。

ら施行する。ただし、令和2年度及び令和3年度における同表（備考を除く。）の規定は、次のとおりとする。

(略)

(適用区分)

- 4 令和元年度中に満3歳に達した者に係る第1条の規定による改正後の秦野市社会福祉施設入所等の費用の徴収等に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の規定は、令和2年4月分の費用の徴収及び利用者負担額から適用し、同年3月分までの費用の徴収及び利用者負担額については、なお従前の例による。

幼児教育・保育無償化及び利用者負担額適正化に伴う影響額等

1 幼児教育・保育無償化に係る条例改正による影響額（令和元年度）

(1) 保育こども園課分

歳入：405,121千円増

（うち、臨時特例交付金253,513千円）

歳出：125,467千円増

差引：279,654千円の負担減

(2) 教育総務課分

歳入（保育料）：24,364千円減

（一時預かり個人負担金）：1,085千円減

（臨時特例交付金）：25,449千円増

差引：0円

(3) 本市財政への影響額

279,654千円の負担減

《参考》

ア 無償化による保育こども園課の影響額

内 容		影響額（千円）	
		令和元年度	令和2年度
歳入	利用者負担額	△147,083	△311,468
	国県補助金等	552,204	540,443
	歳入計	405,121	228,975
歳出	施設型給付費	55,888	101,292
	補助金	48,633	97,264
	無償化に伴う償還払等	8,160	8,160
	その他事務費	12,786	0
	歳出計	125,467	206,716
計		279,654	22,259

※平成31年度予算ベースで制度改正を行わなかった場合との比較

※施設型給付費から控除される食材料費は、国から単価が示されていないため除く

※新たに実費徴収となる公立こども園の食材料費の歳入は未確定のため除く

イ 無償化に合わせて、無償とする年齢区分を3歳になって初めて迎える4月以降の保育料とし、支給認定区分の変更に合わせて年度途中での変更を行わないことによる影響額

内 容	影響額（千円）	
	令和元年度	令和2年度
現行基準の利用者負担額①	0	29,550
改正した場合の利用者負担額②	0	43,200
差引（②－①）	0	13,650

※平成29年度決算額を基に算定

ウ 無償化による教育総務課の影響額（平成31年度予算ベース）

内 容	影響額（千円）	
	令和元年度	令和2年度
保育料	△24,364	△48,728
一時預かり個人負担金	△1,085	△2,170
臨時特例交付金	25,449	0
計	0	△50,898

※実費徴収である公立幼稚園の食材料費（牛乳給食等）の歳入は未確定のため除く

2 利用者負担額の適正化に係る影響額（平成29年度実績による試算）

(1) 影響額（改定額）

51,304千円

(2) 対象世帯数

873世帯（利用者負担額0円の世帯は除く。）

(3) 対象者数

延べ10,052人（利用者負担額0円の者は除く。）

(4) 対象者一人当たり平均改定額（月額）

5,103円

(5) 対象者の多い階層区分及び同区分における改定額（月額）

9,500円（D10階層）

3 幼稚園入園料の無償化に係る影響額（平成31年度予算ベース）

内容	影響額（千円）	
	令和元年度	令和2年度
入園料	△27	△1,495

幼児教育・保育の無償化及び保育料の適正化に係る条例改正について (イメージ図)

【現行】

子どもの年齢	認定区分 (保育の必要性)	施設区分	保育料	食材料費(※1)		入園料
				主食費	副食費	
3～5歳	1号認定 (なし)	公立幼稚園	有償	実費徴収 (主食は持参含む)		あり
		私立幼稚園(新制度)				
		認定こども園				
	2号認定 (あり)	認定こども園		実費徴収 (持参含む)	保育料に 含まれる	なし
保育所	保育料に 含まれる					
0～2歳			3号認定 (あり)	認定こども園	無償(※2)	
保育所						
小規模保育事業 家庭的保育事業						

※1 食材料費の主食費、副食費については、施設によって金額が異なります。

※2 非課税世帯の保育料については無償



【改正後】

子どもの年齢	認定区分 (保育の必要性)	施設区分	保育料	食材料費		入園料
				主食費 (3,000円)	副食費 (4,500円)	
3～5歳	1号認定 (なし)	公立幼稚園	無償	実費徴収 (主食は持参含む)		なし
		私立幼稚園(新制度)				あり
		認定こども園				なし
	2号認定 (あり)	認定こども園		無償(※4)		
保育所						
0～2歳	3号認定 (あり)	認定こども園	適正化 (引き上げ)	保育料に 含まれる	なし	
保育所						
小規模保育事業 家庭的保育事業		無償(※3)				

※3 非課税世帯の保育料については無償

※4 3～5歳の年収360万円未満相当世帯の子ども及び所得にかかわらず第3子以降の子どもにかかる副食費は無償

幼児教育・保育の無償化及び保育料の適正化に係る条例改正について (モデル世帯の負担額)

- ・保育料適正化の対象となる0～2歳児（3号認定）の保育料は、3年間の経過措置があります。
- ・表中の金額は月額です。

モデルケース①

年収約400万円の世帯【D5階層】

例：父の年収が約400万円で、母が扶養の範囲内（パート等）の共働き世帯

保育利用をしている児童数	費用	現行	令和2年度 (経過措置1年目)	令和3年度 (経過措置2年目)	令和4年度以降 (経過措置3年目)
1人 0～2歳児（3号認定）	保育料	15,500円	16,800円	18,200円	19,600円
	副食費の実費徴収	0円	0円	0円	0円
	合計	15,500円	16,800円	18,200円	19,600円
1人 3～5歳児（2号認定）	保育料	13,700円	0円	0円	0円
	副食費の実費徴収	0円	4,500円	4,500円	4,500円
	合計	13,700円	4,500円	4,500円	4,500円
2人 3～5歳児（2号認定）1人 0～2歳児（3号認定）1人	保育料（※）	21,400円	8,400円	9,100円	9,800円
	副食費の実費徴収	0円	4,500円	4,500円	4,500円
	合計	21,400円	12,900円	13,600円	14,300円

※2人目（0～2歳児）の保育料は半額

モデルケース②

年収約700万円の世帯【D10階層】

例：父の年収が約400万円で、母の年収が約300万円の共働き世帯

保育利用をしている児童数	費用	現行	令和2年度 (経過措置1年目)	令和3年度 (経過措置2年目)	令和4年度以降 (経過措置3年目)
1人 0～2歳児（3号認定）	保育料	35,900円	39,000円	42,200円	45,400円
	副食費の実費徴収	0円	0円	0円	0円
	合計	35,900円	39,000円	42,200円	45,400円
1人 3～5歳児（2号認定）	保育料	24,600円	0円	0円	0円
	副食費の実費徴収	0円	4,500円	4,500円	4,500円
	合計	24,600円	4,500円	4,500円	4,500円
2人 3～5歳児（2号認定）1人 0～2歳児（3号認定）1人	保育料（※）	42,500円	19,500円	21,100円	22,700円
	副食費の実費徴収	0円	4,500円	4,500円	4,500円
	合計	42,500円	24,000円	25,600円	27,200円

※2人目（0～2歳児）の保育料は半額



令和元年



秦野市長 高橋昌和様

秦野市社会福祉審議会

会長 藤村和静

保育所等利用者負担額（保育料）の適正化について（答申）

令和元年5月20日付け、FNo.4・0・0（甲）にて諮問のありましたこのことについて慎重に協議したところ、今後も保育を安定的・継続的に提供していくため、諮問書のとおり適正化することが適当と認めますので、ここに答申します。

なお、次の点について当審議会の総意として付帯意見を付しますので、事業を推進されるに当たって配慮されますよう申し添えます。

付帯意見

- (1) 保育料の適正化に当たっては、その趣旨、目的及び必要性が十分に理解されるよう、市民及び利用者に周知をしていただきたい。
- (2) 保育料については、引き続き県内他市の状況を十分に把握した上で、国の施策の動向をふまえて、適宜検討・見直しをしていただきたい。
- (3) 子ども・子育て支援新制度が施行された平成27年度以降、市の財政負担が大きくなっていることは理解します。したがって、子育て支援施策が後退する印象を持たれないよう、適正化により生じた財源については、子育て世帯全体を対象とした施策を一層充実させるために活用していただきたい。
- (4) 保育料の適正化により、利用者に与える経済的な負担に配慮し、3年間の経過措置については確実に実施していただきたい。



F No. 4・0・0 (甲)

令和元年5月20日

秦野市社会福祉審議会

会長 藤村和静様

秦野市長 高橋昌和



保育所等利用者負担額（保育料）の適正化について（諮問）

子ども・子育て支援新制度における保育料は、国が定める水準（国基準）を上限として、世帯の所得状況を勘案して市が決定していますが、本市では、平成12年度以降、基本的には保育料の見直しは行わず、国との基準額との差額分については市が一般財源（税金等）で肩代わりして負担することにより、保護者の経済的な負担を軽減してきました。また、待機児童の解消に向け、認可保育所等の整備や定員の拡充に取り組んできましたが、これに合わせて保育所等を利用する児童数も増え、保育所等の運営経費は年々増加している状況にあります。今後を見通す中でも、利用児童数の増加や保育士の処遇改善等により、運営経費は増加することが見込まれます。

本年10月から、国では「全世代型社会保障改革」の一環として、幼児・教育保育無償化を実施し、3歳から5歳までの保育料が無償となります。

こうした中で、この対象とならない3号認定（満3歳未満）の保育料については、県内他市（政令指定都市及び中核市を除く14市）と比べて本市の保育料が最も低い水準にあることや、保育需要が増大する中で、市の財政負担が大きくなっています。今後も安定的・継続的に保育を提供していくためには、公的負担と利用者負担の適正化を図る必要があるため、次のとおり諮問するものです。

1 3号認定に係る保育所等利用者負担額（保育料）を別表のとおり改定すること。

2 1について、令和2年4月1日から施行すること。

なお、施行に当たっては、3年間の経過措置を設けること。

別表

支給認定子どもの 属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）								
		改定前		令和2年度 （経過措置1年目）		令和3年度 （経過措置2年目）		令和4年度以降		
階層 区分	定義	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	
A	生活保護法に基づく扶助を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支給給付を受けている世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税非課税世帯									
C	市町村民税均等割額のみが課税される世帯	6,500円	6,400円	6,500円	6,400円	6,500円	6,400円	6,500円	6,400円	
D1	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600円未満	8,500円	8,400円	8,600円	8,500円	8,800円	8,600円	9,000円	8,800円
D2		48,600円 ～54,000円未満	9,900円	9,700円	10,800円	10,600円	11,700円	11,500円	12,600円	12,400円
D3		54,000円 ～62,000円未満	11,300円	11,100円	12,300円	12,100円	13,300円	13,100円	14,300円	14,100円
D4		62,000円 ～71,000円未満	13,100円	12,900円	14,200円	14,000円	15,400円	15,100円	16,600円	16,300円
D5		71,000円 ～97,000円未満	15,500円	15,200円	16,800円	16,500円	18,200円	17,900円	19,600円	19,300円
D6		97,000円 ～111,000円未満	20,500円	20,200円	22,800円	22,400円	25,100円	24,700円	27,500円	27,000円
D7		111,000円 ～134,000円未満	24,500円	24,100円	26,600円	26,200円	28,800円	28,300円	31,000円	30,500円
D8		134,000円 ～154,000円未満	30,400円	29,900円	32,200円	31,700円	34,100円	33,500円	36,000円	35,400円
D9		154,000円 ～169,000円未満	33,300円	32,700円	34,800円	34,200円	36,400円	35,800円	38,000円	37,400円
D10		169,000円 ～238,000円未満	35,900円	35,300円	39,000円	38,400円	42,200円	41,500円	45,400円	44,600円
D11		238,000円 ～260,000円未満	38,800円	38,100円	42,100円	41,400円	45,500円	44,700円	48,900円	48,100円
D12		260,000円 ～301,000円未満	42,000円	41,300円	44,700円	44,000円	47,500円	46,700円	50,300円	49,400円
D13		301,000円 ～348,000円未満	46,000円	45,200円	49,700円	48,800円	53,400円	52,400円	57,100円	56,100円
D14		348,000円 ～366,000円未満	48,200円	47,400円	51,700円	50,900円	55,300円	54,400円	58,900円	57,900円
D15		366,000円 ～386,000円未満	53,600円	52,700円	55,800円	54,800円	58,000円	57,000円	60,200円	59,200円
D16		386,000円 ～397,000円未満	58,200円	57,200円	59,000円	58,000円	59,800円	58,800円	60,700円	59,700円
D17		397,000円 ～417,000円未満	62,100円	61,000円	63,100円	62,000円	64,100円	63,000円	65,100円	64,000円
D18		417,000円以上	65,500円	64,400円	66,100円	65,000円	66,800円	65,700円	67,500円	66,400円